

## 議事 1

# 第7回協議会の振り返り

---

# 第7回協議会 協議内容の概要(1/2)

ご意見	対応方針
景観は主観的な問題であるため、数字だけでなく写真等を示して、久慈の市民や代表者にどこまで許容できるかアンケートをしてもいいのではないか。	• 特に重要な眺望点からの景観については、複数の配置パターンでフォトモンタージュ等を作成し、保全エリアを検討する。
視野角は限定されると考えられるが、視野角の中に入っている場合は、視界の深度について慎重に検討すべき。	• 見え方について、市内イベント、公共施設などでフォトモンタージュを示し、市民に意見聴取を行う。
夏頃に人が集まるイベント等があれば、風車のある景観のVR体験を行うこともできるのではないか。	
設備利用率や建設費といった、事業の具体的な前提条件が必要ではないか。	• 事業者となりうる業者等へのヒアリングを行い、事業規模を想定の上で検討する。

# 第7回協議会 協議内容の概要(2/2)

	ご意見
ゾーニングマップ・個票について	<ul style="list-style-type: none"><li>ゾーニングはエリア、個票はゾーンという使い分けで良いか。統一してほしい。</li><li>ゾーン②だけでなくゾーン③～④も含めて検討する必要がある。</li></ul>
関係者協議・合意形成について	<ul style="list-style-type: none"><li>大規模な漁業協調の実例は国内に無いため、少し事情は異なるとは思いますが、海外で実例が無いかわ調べてほしい。</li><li>魚礁の設置の仕方は重要と思われる。魚礁以外でも漁業者のメリットを検討する場を持てれば個票が充実する。洋野町や洋野町漁協の事例を参考にして検討してもらいたい。</li><li>大臣許可漁業については、県の漁船漁業の近海漁船協会、知事許可漁業については、沿岸漁船漁業組合がある。地元の漁協以外の漁業者団体とも予め協議を行うと円滑に進むのではないかと。協議先の漏れが無いようにしてほしい。</li><li>説明の際は、カタカナや難しい言葉を使わず、わかりやすい言葉で丁寧に説明してほしい。</li><li>漁業協調を強調しすぎると漁業者が過度に期待を持ってしまい、事業化に向けてのハードルが高くなってしまふ。言葉の使い方をはじめ表現に気を付けるべき。</li><li>久慈市が再エネ海域利用法の促進区域の指定を目指すのであれば、ワークショップなどで説明した方が具体的なイメージを持ち、意見が出るのではないかと。</li></ul>

# 第5回協議会 協議内容の概要(2/2)

## ・ 景観について 前回資料の訂正

### (誤) 第7回協議会資料では、下記のとおり提示

風車高を200m（8MW級を想定）とし視角 $1^\circ$ （十分に見えるが、景観的にはほとんど気にならない範囲\*）の距離を保全エリア、その倍の距離を調整エリアとした。

\*：「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（II） 調査・予測の進め方について」（環境省、平成12年8月）

保全エリア：5.7km      調整エリア：11.4km

### (正) 高さ200mの場合、距離5.7mで視角 $2^\circ$ 、11.4kmで視角 $1^\circ$

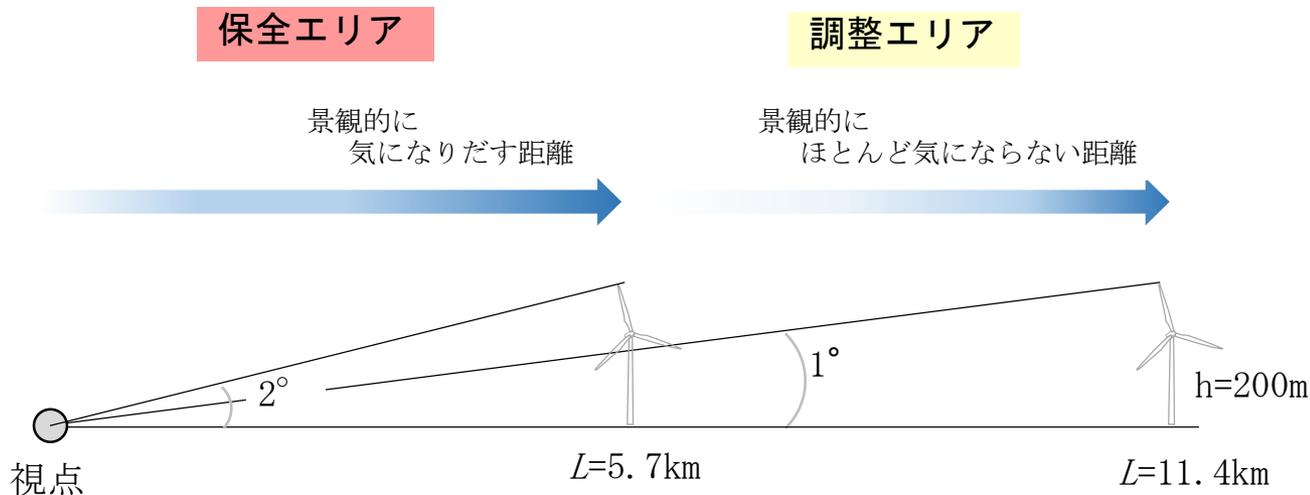
【環境省、平成12年8月】

$2^\circ$ ：シルエットになっている場合にはよく見え、景観的に気になりだす距離

→5.7km これより手前の範囲を「保全エリア」とする

$1^\circ$ ：十分見えるが景観的にはほとんど気にならない距離

→11.4km これより手前の範囲を「調整エリア」とする

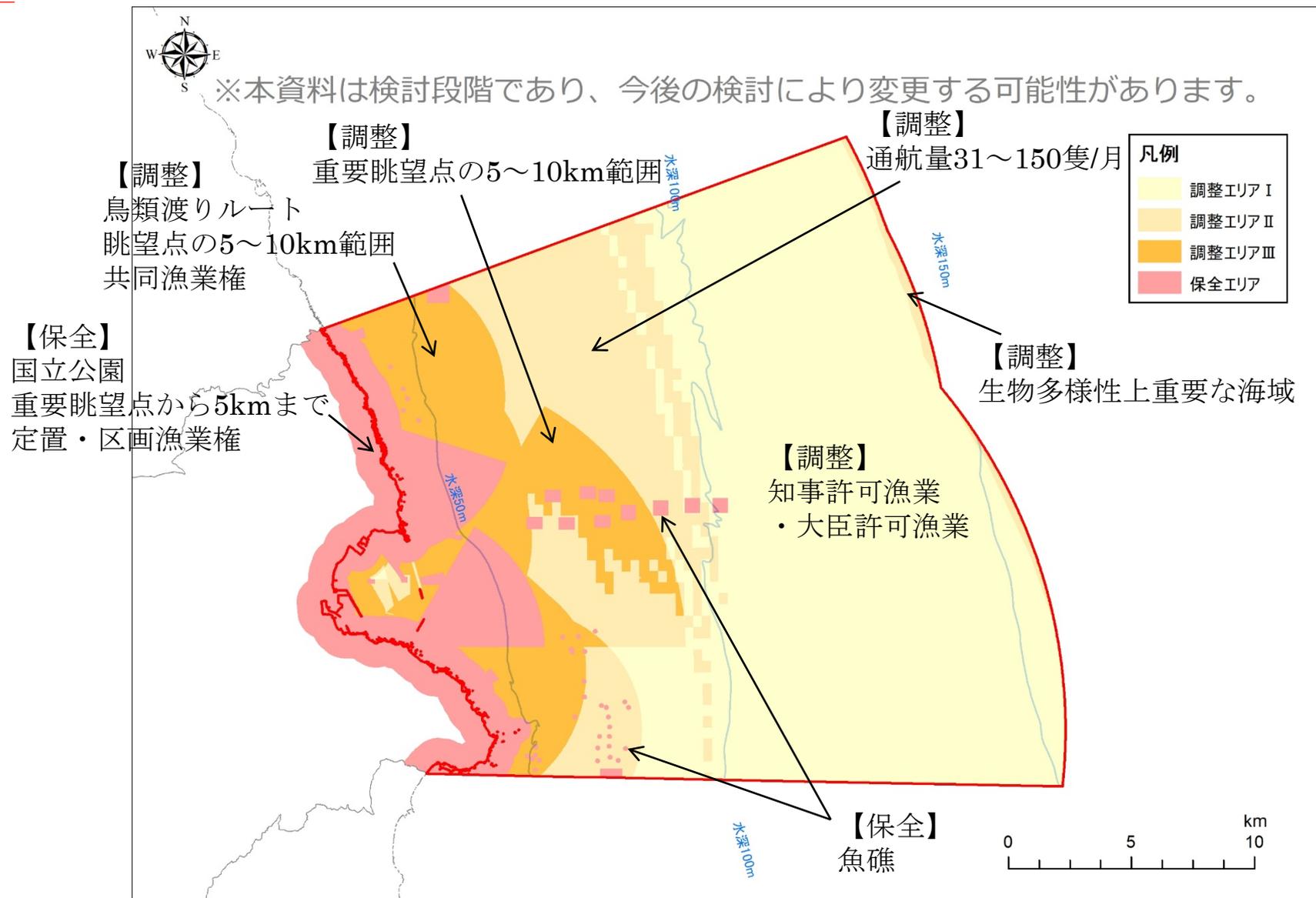


# 調整エリアの取り扱いについて

ヒアリング先	概要
環境省宮古 自然保護官 事務所 福地様	<ul style="list-style-type: none"><li>・ゾーニングは“0か100か”の端的な色塗りではなく、何を基に色分けしているか理解されることが重要。</li><li>・ゾーニングマップについては一旦これでよく、立地選定の段階で微妙な景観判断が検討のテーブルに乗ることが大事。</li></ul>

- ゾーニング報告書では①～⑤のゾーンに区分ごとに環境保全や事業性に係る留意事項について整理した個票を添付する。
- 調整エリアについても、特に横沼展望所からの眺望方向については、“人工物が一切見えない”との特性に鑑み、「事業実施可能性検討エリア」の選定に当たっては十分な調整を要する旨をゾーニング報告書に明記する。

# 2019年度報告書掲載ゾーニングマップ



# アドバイザーボード(環境省有識者助言会議)指摘事項

## 1 基本的・全体的事項

- (1) 風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)「(令和2年3月公表予定、環境省)に則って実証事業を行うこと。

## 2 ゾーニングマップ等の作成に係る事項

- (1) 鳥類の現地調査は対象海域全体について均一な調査方法、調査量で調査を実施したものではないことから、調査結果については、調査手法等やそのデータも併記した上でサブマップ等として示し、鳥類に対する留意事項を付す等検討すること。
- (2) 個票の示し方について、重ね合わせたゾーニングマップの情報と、レイヤー別情報をブロック別に拡大図で示す等、当該ブロックの情報の詳細が分かる工夫をすること。
- (3) レイヤーのエリア設定において、設定根拠をゾーニング報告書等において丁寧に説明すること。

## 3 合意形成に係る事項

- (1) ワークショップ等の開催に当たっては、対象の絞り込みやワークショップの進め方等についてよく検討すること。
- (2) ゾーニング報告書作成に当たっては、岩手県環境生活部及び周辺地方公共団体等と調整しながら作成すること。